

平成 28 年 5 月 14 日

生徒、保護者の皆様へ

麻生総合高等学校長

学則の一部変更について（お知らせ）

薫風の候、皆様におかれましては、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。保護者の皆様には、日頃より学校の教育活動にご理解、ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、この度、神奈川県教育委員会では、県立高校改革を推進する中で、県立高等学校及び中等教育学校における教育課程の改善充実を図るため、神奈川県立高等学校の管理運営に関する規則及び神奈川県立中等教育学校の管理運営に関する規則の一部改正を行いました。

それに伴い、本校の学則を別紙のとおり、一部変更することとしますので、お知らせいたします。

なお、変更の趣旨及び変更の内容については、次のとおりです。

県立高等学校及び中等教育学校の学則の一部変更の概要

1 変更の趣旨

現行の小・中学校に加え、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う「義務教育学校」を新たな学校の種類として規定する等の学校教育法等の一部改正並びに県立高等学校及び中等教育学校における休業日数を減ずる等の神奈川県立高等学校の管理運営に関する規則及び神奈川県立中等教育学校の管理運営に関する規則の一部改正に伴い、所要の変更を行う。

2 変更の内容

- (1) 入学資格に義務教育学校を卒業した者等を加える。
- (2) 休業日から開校記念日を削る。
- (3) 学年始、夏季、冬季、学年末等の休業日の日数を学年を通じて 64 日以内から 60 日以内に変更する。
- (4) その他規定の整理を行う。

3 施行期日

平成 28 年 4 月 1 日

変更部分（平成 28 年 4 月 1 日施行）

神奈川県立麻生総合高等学校学則

第 2 章 学年、学期、休業日等

(休業日)

第 9 条 この学校の休業日は、次のとおりとする。

(1) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日

(2) 日曜日及び土曜日

(3) 学年始、夏季、冬季、学年末等の休業として学年を通じて 60 日以内
で、校長があらかじめ教育長に届け出た日2 前項第 3 号に規定する休業日の日数には、同項第 1 号及び第 2 号に規定す
る休業日を含むものとする。

参考 変更前

神奈川県立麻生総合高等学校学則

第 2 章 学年、学期、休業日等

(休業日)

第 9 条 この学校の休業日は、次のとおりとする。

(1) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日

(2) 日曜日及び土曜日

(3) 開校記念日 11 月 1 日(4) 学年始、夏季、冬季、学年末等の休業として学年を通じて 64 日以内
で、校長があらかじめ教育長に届け出た日2 前項第 3 号に規定する休業日の日数には、同項第 1 号及び第 2 号に規定す
る休業日を含むものとする。